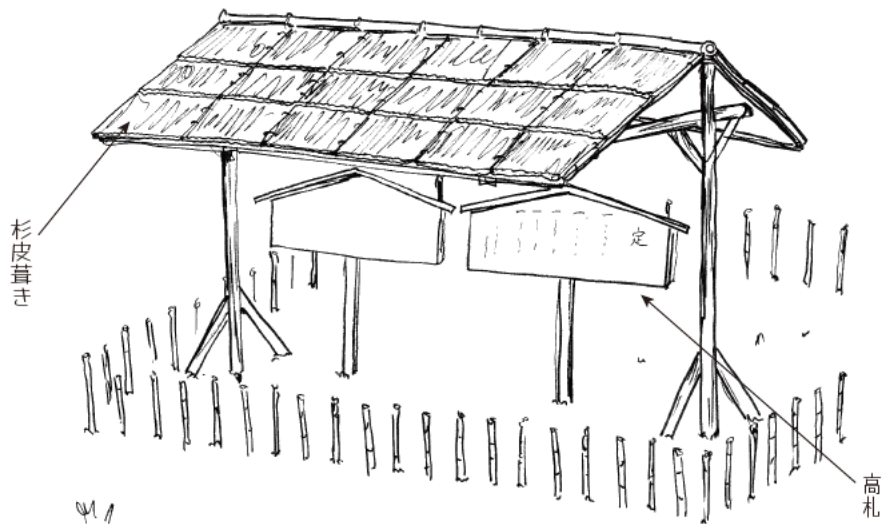


# 上花輪村高札場跡

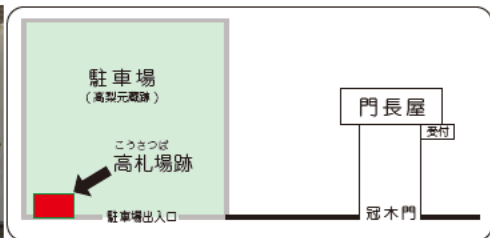


高札とは、幕府の法を知らしめる為に、親子関係の定・博打の禁止・忠孝の定・放火禁止・切支丹禁制・人馬賃の定等を板に墨書し、掲示したものです。

現在の<sup>まぐち</sup>上花輪歴史館駐車場の一角、表の通りに面した間口四間(約7.3m)・奥行き一間(約1.8m)の四坪の土地は、高札場として江戸時代より土地台帳に分筆され、当時は非課税でした。この場所は水運の要であつた下河岸まで五百メートルほどの近さでもあり、江戸時代には近在で最も賑わつた所でした。

高梨家には、高札場設置に関する古文書も残されています。「修復入用帳」からは高札場の資材や費用分担など村の高札場の様子を伺い知る事が出来ます。

安永八年(一七七九年)九月  
御高札場修復入用帳



竹	二百文	市右衛門殿分
栗	二百文	治郎兵衛殿分
杉皮	二百七十二文	四郎左衛門
三百文	是は屋根下地貫共	
百文	釘代	
二百二十四文	是は神酒代也	
三百四十九文	職人二人 扶持米共	
一貫五百四十八文		
内訳		
七百七十二文	但二十四軒割	
一軒に付	錢三十一文也	
七百五十四文	但高十石に付二十二文	
一貫五百三十文		
十一文	外(三十一文なし)	
三十三文	兵七分	
三十五文	神地分	
三十一文	新六分	
六十六文		
三十一文		
三十五文	彦右衛門分	

二十三文	三十一文	権内分
二十七文	三十一文	七平分
二十九文	三十一文	源右衛門分
十三文	三十一文	喜兵衛分
二十二文	三十一文	長兵衛分
六文	三十一文	郷地分
三十二文	三十一文	仁左衛門分
十七文	三十一文	權太郎分
八文	三十一文	權六分
二文	三十一文	利八分
二十文	三十一文	治郎兵衛分
十一文	三十一文	七右衛門分

十九文	三十一文	権七分
十六文	三十一文	七左衛門分
十三文	三十一文	市右衛門分
一百六文	三十一文	七郎衛門分
二十四文	三十一文	重郎兵衛分
一百四文	三十一文	庄二郎分
八十六文	三十一文	喜右衛門分
二十九文	三十一文	吉兵衛分
一文	三十一文	金蔵分
八十四文	三十一文	四郎左衛門
七十五文	三十一文	
外十八文割不足也		
是荒済之節勘定指入可申者也		